

学校法人瀬戸内学院の再建支援策について

三 豊 市

概 念 (学校法人瀬戸内学院、以下「学校」と言います。)

- ① 学校は三豊市にとって掛替えのない貴重な存在である。
- ② 学校は現体制下での適正な学校運営は極めて困難な状況にある。
- ③ 学校の非常事態を克服するために経営母体の変更は避けられない。
- ④ 学校再建計画は予め新しい経営者との合意に達することが望ましい。
- ⑤ 学校の存続は学校が委託した「再建支援チーム」の誠実かつ主体的な職務遂行によって担保される。
- ⑥ 学校支援策は存続のための有用な手段としてのみに実行される。
- ⑦ 学校への公金支出によって市の利益を守ることができる。

支援策の基本

学校が委託した外部の専門家で構成する組織「再建支援チーム」(仮称)が、経営再建に関する支援や次期経営者招聘に関する支援業務など学校の存続を講ずる業務のために必要とする費用のうち、特に必須経費について三豊市が補助金を交付して負担する。

補助金の交付要件

- ア) 透明性が確保されていること。
- イ) 金額は専門的知見を持つ第三者のチェックを経たものであること。
- ウ) 補助目的に適合した支出に充てられることが確実であること。
- エ) 学校の経常的経費に属する費用は一切補助金交付の対象としない。

別途、「三豊市私立学校運営支援補助金交付規則」を設け、この規則の規定に基づいて補助金を交付する。

具体的支援策

- 1 経営再建チーム(弁護士、公認会計士、不動産鑑定士など)の報酬等
- 2 法令によって定められたことに対処することに必要な費用
- 3 その他、経営再建チームの活動に要する諸費で実費相当額
- 4 平成 20 年度末日までに完了する費用を対象とし、その総額は 3 千 5 百万円を限度とする。

●特 記

香川県は学校の再建に向けての取り組みに対して、適切な指導を行なうものとする。

以上